

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

区は、目標の達成に向け、多様な主体との連携を強化し、区民や事業者に、必要な情報提供や活動支援を行います。国・東京都・関係自治体、研究機関とも連携して、先進事例等を参考に新しい施策に向けた研究に努めます。

#### 区民・活動団体

地域のみどりに関心を持ち、みどりを守り増やす活動主体として、参加、協働します。

#### 事業者

事業活動を通して、施策に参加、協働します。特にみどりと直接関わる事業者は、公園の管理運営や農地の活用等の分野で、積極的に役割を果たします。

#### 中間支援組織

ノウハウや人的ネットワーク、情報等を多様な主体に提供し、活動を支援します。区は、みどりのまちづくりセンターを始めとする中間支援組織との連携を強化します。

#### 練馬区緑化委員会

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく附属機関として、みどりの創出と保全に関する重要な事項を調査審議します。

#### 練馬区みどりの区民会議

みどりの区民会議は、本計画の改定において、具体的な施策を提案する役割を担います。テーマ別みどりの区民会議は、地域でみどりを守り育てる仕組みづくりを進めます。

## 2 進行管理

---

### 施策の実行

---

施策は計画的に推進します。重点施策は、アクションプランに位置づけます。みどりの区民会議の提案は、テーマ別みどりの区民会議を中心に検討し、実施していきます。

### 5年毎の調査および評価

---

目標に対する達成状況を把握するため、区民意識意向調査を実施します。必要に応じて、公園の利用実態調査やアンケート調査等を実施します。

みどりの変化を把握するため、みどりの実態調査を実施します。調査にあたっては、みどりの量だけではなく、みどりに関する区民活動に着目した質の観点も加えて実施します。評価方法については、専門的な知見を有する団体や大学等の研究機関の協力を得ます。

緑化委員会において、進捗状況を評価し、見直しの必要性や方向性等について議論してもらいます。

### みどりの区民会議の活用

---

施策の具体的な見直しにあたっては、みどりの区民会議からの提案・助言をいただきます。

### 計画の改定

---

計画の改定については、緑化委員会へ諮問します。また、区民意見反映制度、みどりの区民会議等、広く区民から意見をお聴きします。

### 3 関連する計画

---

#### 区の計画との関係

「練馬区都市計画マスタープラン」<sup>注1)</sup>、「練馬区産業振興ビジョン」<sup>注2)</sup>、「練馬区公共施設等総合管理計画」<sup>注3)</sup>との整合性を確保します。

#### 広域的な方針との関係

「都市計画公園・緑地の整備方針」と「緑確保の総合的な方針」<sup>注4)</sup>の改定作業に当たっては、本計画を反映するよう調整を進めていきます。



区民による花壇づくりや樹名札付けの活動

---

注1) 練馬区都市計画マスタープラン：まちの将来像や都市計画の基本的方針を定めた計画。平成27年改定。

注2) 練馬区産業振興ビジョン：都市農地の保全に関する取組を示した計画。平成28年策定。

注3) 練馬区公共施設等総合管理計画：区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメントの方針を定めた計画。平成29年策定。

注4) 緑確保の総合的な方針：民有地の緑の確保等について、東京都・特別区・市町村合同で策定した方針。平成32年3月頃改定予定。参考資料P65参照。